

## 電気自動車等の普及促進事業実施要綱

- (制定) 平成28年3月30日27環改車第818号
- (改正) 平成29年4月18日29環改車第 32号
- (改正) 平成29年6月9日29環改車第164号
- (改正) 平成30年3月23日29環改車第740号
- (改正) 平成30年7月17日30環改車第208号
- (改正) 平成31年3月27日30環改車第632号
- (改正) 令和2年8月11日2環地次第274号
- (改正) 令和3年3月10日2環地次第633号
- (改正) 令和3年5月31日3環地次第122号
- (改正) 令和4年4月20日4環地次第51号
- (改正) 令和4年6月29日4環地次第195号
- (改正) 令和4年8月10日4環気家第 39号
- (改正) 令和5年1月13日4環気家第190号
- (改正) 令和5年3月22日4産労産新第356号
- (改正) 令和6年3月29日5産労産事第625号
- (改正) 令和7年3月31日6産労産事第804号
- (改正) 令和8年3月17日7産労産事第763号
- (改正) 令和8年6月24日8産労産事第262号

### 第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、外部給電器、V2H又は太陽光発電システム（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するために行う「電気自動車等の普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2 本事業の概要

電気自動車等を導入する者に対し、当該車両又は機器の購入に要する経費の一部を助成する。

### 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車
- 4 ZEV 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- 5 ハイブリッド自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いる検査済自動車であって、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号。以下「乗用車判断基準告示」という。）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車でありかつ自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年1月30日国土交通省告示第61号）で定める令和2年度燃費基準20%向上達成レベル以上の低燃費性能を持つ自動車
- 6 乗用車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の三第十二号の用途において乗用自動車等と分類されている自動車
- 7 非ガソリン乗用車 ZEV及びハイブリッド自動車の乗用車
- 8 外部給電器 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の外部へ給電する機能を有する機器（V2Hを除く。）
- 9 V2H 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 10 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの
- 11 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、次に掲げるもの
  - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が90kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
  - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上90kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
  - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 12 充放電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、

ケーブルその他の装備一式を備えたもの

- 13 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能な）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電
- 14 公共用充電設備 公共用充電に供する充電設備
- 15 給電機能 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づく外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能
- 16 事業用貨物自動車 車両総重量 2.5 トン以下の貨物自動車運送事業の用に供する自動車のうち、CEV規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において補助金の交付対象で「普通貨物・小型貨物・軽貨物」に区分される銘柄の車両。なお、「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業、同法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業（但し、長期契約により専ら一の荷物の依頼に応じ物資の輸送を生業とする者に限る。）、同法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- 17 リース契約 契約の名称にかかわらず、電気自動車等の貸主が、当該車両又は機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両又は機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両又は機器の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 18 リース事業者 リース契約に基づき、前号の車両又は機器を借主に貸し渡すことを業とする者
- 19 車両製造事業者等 乗用車判断基準告示に基づく製造又は輸入の事業を行う者であること。なお、輸入自動車特別取扱制度に基づく登録車両の輸入の事業を行う者を含む。

#### 第 4 本事業の内容

##### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

##### (1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

東京都内（以下「都内」という。）に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人格を有しない団体も含む。地方公共団体を除く。以下、同じ。）であって、助成金の交付対象となる車両を所有し、又は使用する者

##### (2) 外部給電器

ア 都内に事務所若しくは事業所を有する事業者（自動車検査証の使用の本拠の位置が都内にある電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の所有者又は使用者である者に限る。以下イ及び3（2）において同じ。）

イ 都内に事務所若しくは事業所を有する事業者と助成金の交付対象となる外部

給電器に係るリース契約を締結したリース事業者

(3) V2H

次のア又はイに該当するもの（令和5年3月31日までに助成金の交付に係る申請を行ったものに限る。）であって、別に定める要件を満たすものとする。

ア 助成金の交付対象となるV2Hを所有する事業者又は個人

イ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、当該V2Hをリース契約により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

(4) 太陽光発電システム

次のア又はイに該当するもの（令和5年3月31日までに助成金の交付に係る申請を行ったものに限る。）であって、別に定める要件を満たすものとする。

ア 助成金の交付対象となる太陽光発電システムを所有する事業者又は個人

イ 助成金の交付対象となる太陽光発電システムをリース契約により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

2 助成対象車両又は機器の要件

助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）又は機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

ア 令和4年4月1日から令和13年2月21日までの間に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。

イ 初度登録又は初度検査された日に、CEV規程に基づき、センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。

(2) 外部給電器

ア 令和4年4月1日から令和13年2月21日までの間に購入された外部給電器（中古品を除く。）であること。

イ 購入された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の外部給電器となっていること。

ウ 主として都内で使用される外部給電器であること。

(3) V2H（令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に設置されたもの）

ア 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に設置されるV2H（中古品を除く。以下「V2H」という。）であること。

イ 設置された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において補助金の交付対象のV2Hとなっていること。

ウ 都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。

(4) 太陽光発電システム

- ア 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に都内の戸建住宅に設置される太陽光発電システム（未使用品に限る。）であること。
- イ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
- ウ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。
- エ 太陽光発電システムを設置する戸建住宅において、当該設置と併せて、  
（3）で規定するV2Hの助成金の交付申請をすること又はCEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において補助金の交付対象のV2Hを既に設置済であること。
- オ 太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

### 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

#### （1）電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車等の本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

#### （2）外部給電器

外部給電器本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、申請者が個人又は事業者の場合にあってはその者が所有し、又は使用する電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の台数を、申請者がリース事業者の場合にあってはその借主が所有し、又は使用する電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の台数を超えない数量の購入に係るものに限る。

#### （3）V2H

V2H本体の機器費及び設置に係る工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

#### （4）太陽光発電システム

太陽光発電システム本体の機器費及び設置に係る工事費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

### 4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（令和7年4月1日から令和8年6月30日までの間に初度登録又は初度検査された車両）

ア 基本助成額

助成対象経費の額とする。ただし、別表1に定める助成金額を上限とする。

イ ZEV普及特別支援制度による助成額

アの規定にかかわらず、（ア）を満たし、かつ、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が（イ）の項目を達成する者が製造又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、（イ）の項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

(ア) ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間60台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等。

(イ) ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

a 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

b 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

c 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

d 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

ウ 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車種構成を多種に展開する車両製造事業者等の助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の評価項目及び車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

## エ GX取組評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車両製造事業者等のGXに関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造し、又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は20万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の評価項目及び車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

## オ 再生可能エネルギー電力の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が別表3（1）に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、15万円を基本助成額に加えた額を上限とし、別表3（2）に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、電気自動車は30万円、プラグインハイブリッド自動車は15万円を基本助成額に加えた額を上限とする。ただし、別表3（1）イに定める再生可能エネルギー電力メニューの契約は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初度登録又は初度検査された車両の場合に限る。

## カ 充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成額

### （ア）充放電設備

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて充放電設備を導入する場合は、1口につき助成対象車両1台について10万円を助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

### （イ）公共用充電設備

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は1口につき助成対象車両1台について5万円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各1口につき助成対象車両1台について10万円をそれぞれ上限とし、助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

### （ウ）その他

（ア）及び（イ）の両方を満たす場合でも、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

## キ 蓄電池の導入による助成額

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて、別表4に定める方法により蓄電池を導入する場合には、電気自動車は30万円、プラグインハイブリッド自動車は15万円を加算する。ただし、オによる助成額を適用した場合を除く。

ク 高額車両における助成額

アからキまでの規定にかかわらず、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、アからキまでに基づき算定した助成額に係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

(2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（令和8年7月1日以降に初度登録又は初度検査された車両）

ア 基本助成額

助成対象経費の額とする。ただし、別表2に定める助成金額を上限とする。

イ ZEV普及特別支援制度による助成額

アの規定にかかわらず、（ア）を満たし、かつ、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が（イ）の項目を達成する者が製造又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、（イ）の項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

(ア) ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間60台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等。

(イ) ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

a 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

b 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

c 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

d 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

ウ 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車種構成を多種に展開する車両製造事業者等の助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を

加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の評価項目及び車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

エ GX取組評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車両製造事業者等のGXに関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造し、又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は40万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の評価項目及び車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

オ 再生可能エネルギー電力の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が別表3(1)に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、15万円を基本助成額に加えた額を上限とし、別表3(2)に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、電気自動車は30万円、プラグインハイブリッド自動車は15万円を基本助成額に加えた額を上限とする。ただし、別表3(1)イに定める再生可能エネルギー電力メニューの契約は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初度登録又は初度検査された車両の場合に限る。

カ 充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成額

(ア) 充放電設備

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて充放電設備を導入する場合は、1口につき助成対象車両1台について10万円を助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

(イ) 公共用充電設備

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は1口につき助成対象車両1台について5万円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各1口につき助成対象車両1台について10万円をそれぞれ上限とし、助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

(ウ) その他

(ア)及び(イ)の両方を満たす場合でも、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

キ 蓄電池の導入による助成額

助成対象者が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車

両の導入に合わせて、別表4に定める方法により蓄電池を導入する場合においては、電気自動車は30万円、プラグインハイブリッド自動車は15万円を加算する。ただし、オによる助成額を適用した場合を除く。

ク 高額車両における助成額

アからキまでの規定にかかわらず、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、アからキまでに基づき算定した助成額に係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

(3) 外部給電器

3(2)の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、40万円を上限とする。

(4) V2H

ア 3(3)の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、50万円を上限とする。

イ アの規定にかかわらず、発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド車をV2Hの設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、100万円を上限とする。

(5) 太陽光発電システム

ア 新築の住宅に住宅建築と同時に設置する場合

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

3(4)の助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）の額とする。ただし、次のa又はbのいずれか小さい額を上限とする。

a 住宅1棟当たり36万円

b 太陽光発電システムの発電出力に12万円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超えかつ50kW未満の場合

3(4)の助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）の額とする。ただし、太陽光発電システムの発電出力の数値に10万円を乗じて得た金額を上限とする。

イ 既存の住宅に設置する場合

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

3(4)の助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）の額とする。ただし、次のa又はbのいずれか小さい額を上限とする。

- a 住宅1棟当たり45万円
  - b 太陽光発電システムの発電出力に15万円を乗じて得た額
- (イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超えかつ50kW未満の場合

3(4)の助成対象経費(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額)の額とする。ただし、太陽光発電システムの発電出力の数値に12万円を乗じて得た金額を上限とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - (1) 2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。
  - (3) 助成金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を制定すること。
  - (4) 規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、平成28年度から令和12年度までとする。ただし、第4 2(1)及び(2)の車両及び機器への助成金の交付は令和12年度まで、第4 2(3)及び(4)の機器への助成金の交付は令和7年度までに行うものとする。なお、第4 2(3)及び(4)の機器への助成金において、令和7年9月30日までに実績報告を受け付けた申請のうち、都と公社とで特に必要と認めた場合は、令和8年度までに交付を行う。
- 2 第4による助成金の交付申請期間は、助成対象車両にあっては初度登録又は初度検査された日から、助成対象機器にあっては購入された日から、それぞれ起算して1年間とする。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則（令和4年6月29日付4環地次第195号）

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則（令和4年8月10日付4環気家次第39号）

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

附 則（令和5年1月13日付4環気家次第190号）

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

附 則（令和5年3月22日付4産労産新第356号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付5産労産事第625号）  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 附 則（令和7年3月31日付6産労産事第804号）
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
  - 2 令和6年3月31日までに初度登録又は初度検査された車両に係る本事業の助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和8年3月17日付7産労産事第763号）
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
  - 2 令和7年3月31日までに初度登録又は初度検査された車両に係る本事業の助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和8年6月24日付8産労産事第262号）
- 1 この要綱は、令和8年6月24日から施行する。
  - 2 令和7年3月31日までに初度登録又は初度検査された車両に係る本事業の助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4 4(1)関係)基本助成額

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車	20万円	10万円
プラグインハイブリッド自動車		
うち、事業用貨物自動車	20万円以下の範囲内で各車種別に決定し、別に定める額とする	

別表2(第4 4(2)関係)基本助成額

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車	30万円	20万円
プラグインハイブリッド自動車		
うち、事業用貨物自動車	30万円以下の範囲内で各車種別に決定し、別に定める額とする	

別表3(第4 4(1)及び(2)関係)再生可能エネルギー電力の導入方法

(1)次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。	
ア	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第9条の6第2項に基づき知事が公表するもののうち、「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表」に掲載された電力メニューであって、「計画値」の「再エネ利用率」欄が100.00%であるもの
イ	令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業)交付規程別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①(2)の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
ウ	別途都が指定するもの
(2)2kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。	

別表4(第4 4(1)及び(2)関係)蓄電池の導入方法

次のアからウをすべて満たし、蓄電池を導入すること。	
ア	都が実施する業務用ZEV大規模一括導入促進事業の支援を活用して助成対象車両を導入すること。
イ	別に定める都の助成金の交付を受けて蓄電池を導入すること。ただし、令

	和8年4月1日以降に申請し、交付を受けているものに限る。
ウ	蓄電池を設置又は自営線で接続していること。